

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月20日
【会社名】	ヤマト・インダストリー株式会社
【英訳名】	YAMATO INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 重岡 幹生
【本店の所在の場所】	埼玉県川越市大字古谷上4274番地
【電話番号】	049(235)1234（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部・経営企画室統括 河原畑 宏二
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野二丁目14番1号
【電話番号】	03(3834)3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 岩本 滋行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,270,100円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 462,541,100円 （注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	3,290個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	2,270,100円
発行価格	新株予約権1個につき690円（新株予約権の目的である株式1株当たり6.9円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年6月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ヤマト・インダストリー株式会社 管理本部 東京都台東区東上野二丁目14番1号
払込期日	2024年6月7日
割当日	2024年6月7日
払込取扱場所	株式会社商工組合中央金庫 さいたま支店 埼玉県さいたま市浦和区岸町4-25-13

(注) 1. 第1回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、2024年5月20日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は329,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は本新株予約権1個につき100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の当初行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）は、2024年5月20日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値（以下、「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である。当社は、割当日の6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該効力発生日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正基準日時価」という。）に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を（本欄第4項「行使価額の下限」に定義する。）下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の、行使価額の修正に該当する都度、修正される。但し、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。</p>
----------------------------------	---

	<p>4 行使価額の下限：当初933円（2024年5月20日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値に対して60%を乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。以下、「下限行使価額」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。）</p> <p>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は329,000株、割当株式数は本新株予約権1個につき100株で確定している。</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：309,227,100円（本新株予約権の発行価額の総額2,270,100円に下限行使価額である933円で本新株予約権が全部行使された場合の306,957,000円を合算した金額。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>ヤマト・インダストリー株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式329,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、1,399円（以下、「当初行使価額」という。）とする。ただし、本欄第4項の規定に従って調整されるものとする。</p>

3. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌々取引日以降、修正基準日時価(当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正日の翌日から6ヶ月以上経過している場合のみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- (2) 前号にかかわらず、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>462,541,100円</p> <p>(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2024年6月7日から2026年6月6日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ヤマト・インダストリー株式会社 管理本部 東京都台東区東上野二丁目14番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社商工組合中央金庫 さいたま支店 埼玉県さいたま市浦和区岸町4-25-13</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2024年5月20日）時点における当社発行済株式総数（1,332,179株）の10%（133,217株）（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から起算して6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社又は株式交付親会社の子会社となる株式交付となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	---

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、樹脂成型事業、物流機器事業を展開しておりますが、主力である樹脂成型事業においては、新型コロナウイルス禍からの需要低迷が長引き、業界の競争激化も相俟って業績低迷を余儀なくされておりました。そのような状況下、過去の有価証券報告書にて発表のとおり、ここ数年、既存の事業においては十分な営業キャッシュフローを創出できていない状況が続いており、当該状況を打開するために、新事業を立ち上げる必要性を認識しました。

そこで、当社は、2022年10月26日発表の「株式会社IATとの資本業務提携、第三者割当による新株式の発行及び主要株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、新しい事業モデルを創出することを目的に株式会社IAT（以下、「IAT」といいます。）と資本業務提携契約を締結し、新型射出成型機及び関連設備の導入、研究活動に係る費用（開発人員増強に関する費用等）、運転資金等に調達した資金を充当いたしました。

IATは、日本において、中国自動車会社への技術支援ビジネスを手掛ける会社として設立され、EV設計をはじめ、パワートレイン開発、カスタマーサービスなど、企画から開発・生産準備まで携わっております。また、IATの親会社である IAT Automobile Technology Co.,Ltd.（以下、「IAT Auto」といいます。）は、深セン創業板市場に上場し、1,700名超の開発エンジニアにより、車両開発すべてをカバーし、グローバルリソースを高次元で融合する中国最大手の独立系自動車エンジニアリング会社の一つであります。当社はこれらIATグループの技術力を生かして主に樹脂成型分野に係るEV関連事業の強化を進めております。

かかるEV関連事業の拡大の一環として、当社は、2023年4月にEV事業部を創設し、2023年8月10日発表の「IAT Automobile Technology Co.,Ltd.との業務協力に関する意向書締結に関するお知らせ」のとおり、近年の世界的な環境負荷低減活動への時代の潮流と自動車ビジネスへの展開を踏まえ、各社の強みを分析した結果、自動車部品に関する樹脂成型事業だけではなく環境負荷低減を実現できる新コンセプト自動車への事業展開、とりわけEV市場への展開が当社の企業価値の向上のみならず、その先にある社会貢献の実現に向けた事業活動となり得るとの結論に達し、本意向書を締結いたしました。

この内容を踏まえ、当社は、同年10月末、自社事業ブランド“JEMY（ジャパニーズ エレクトリック モビリティ パイ ヤマト・インダストリー）”を立ち上げ、IATと共同でジャパンモビリティショーに日本仕様とした輸入EVバンを出展いたしました。

また、2024年3月には、SBSホールディングス株式会社及びIATと協業し、EVに改造した中古2tトラックの試験走行を実施し、良好な試験結果を得ることができました。量産を前提とした小型ディーゼルトラックのEV改造は、国内初の取り組みとなり、今後も協業各社との連携を一層強化し、早期の量産化を進めて参ります。

現在、EV事業部では、改造EV商用車の受託ビジネス、汎用リチウム電池モジュールの開発販売、EVバンの輸入販売の事業化を推進しており、EVの普及が進んでいない我が国においてEV関連事業を強力に推進し、環境負荷低減の実現による社会貢献と当社の持続的成長、企業価値の向上を目指します。当社はEV関連事業を強化・拡大し、主要事業の一つとすることを目指しており、中長期的には樹脂化によるEV軽量化等、樹脂事業との相乗効果により全社業績の良化に寄与するものと考えます。

本新株予約権の発行により、上記新規事業としてのEV関連事業に係る設備投資、人材投資、許認可取得費用、宣伝広告費（各種展示会の出展費用）等の資金を調達いたします。更に当社既存の事業において十分な営業キャッシュフローの創出ができていない状況が続いていることを踏まえ、当社の資金計画上、資金面における安定した経営環境の構築を図る観点から、賃借料等の固定費、販売費一般管理費等の支払に加え、上述したEV関連事業の事業化を推進する際の部材購入に関わる先行支払といった運転資金の確保を行います。なお、不足する資金については金融機関からの借入によりまかなう予定です。

一方、当社は、スタンダード市場への移行の際に、スタンダード市場の上場維持基準のうち、流通株式時価総額を満たしておらず、上場維持基準の適合に向けた計画書を提出しております。本資金調達では、割当予定先の保有方針は純投資である旨の意向を表明していただいていることから、本新株予約権が行使された場合、当社の流通株式数が増加することとなり、これにより既存の株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものであると判断しております。

なお、具体的な資金使途につきましては、「2. 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」をご参照ください。

(2) 本新株予約権の概要について

本新株予約権は、行使価額の修正を行うことで、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる以下の特徴があります。

行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正日の翌日から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続きにかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2024年5月20日）時点における当社発行済株式総数（1,332,179株）の10%（133,217株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整されます。）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権

者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監視銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む割当予定先と当社との間で締結予定の第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、下記の通り、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

(3) 本資金調達方法（新株予約権の発行による資金調達）を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、下記「(4) 本資金調達方法の主な特徴」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

(4) 本資金調達方法の主な特徴

(当社のニーズに応じた主な特徴)

本資金調達方法は、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、(ア)純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、(イ)株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、(ウ)大株主として長期保有しないこと、(エ)株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、(オ)環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、潜在株式数が329,000株と一定であり、当社の判断において行使価額の下方修正を行った場合でも株式価値の希薄化が限定されております。

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2024年5月20日）時点における当社発行済株式総数（1,332,179株）の10%（133,217株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整されます。）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の24.7%（329,000株）であり、割当予定先が本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が本新株予約権を取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法又はより有利な割当先を確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で6ヶ月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の前取引日における株価の90%に相当する金額に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達を実施し、時機を捉えた事業資金の投入により、早期に業績向上させることで、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には下記に記載した留意事項がありますが、当社といたしましては、上記「(4)本資金調達の主な特徴(当社のニーズに応じた主な特徴)」に記載の当社のニーズを満たしつつ資金調達を達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は発行決議日の直前取引日時点の株価を基準として、933円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。

割当予定先は、後述の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、割当先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(その他の資金調達方法の検討について)

当社は、この度の資金調達に際して、公募増資、第三者割当増資、銀行借入等の資金調達手段を検討いたしました。公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難であったため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。間接金融(銀行借入)による資金調達については、調達環境は良好であるものの、当社既存の事業において十分な営業キャッシュフローの創出できていない状況が続いていることを踏まえ、当社の資金計画、資金面における安定した経営環境の構築を図る観点から本資金調達方法により必要資金に達しない不足資金分の補完方法として考えております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はございません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日(2024年5月20日)時点における当社発行済株式総数(1,332,179株)の10%(133,217株)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整されます。)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできません。

4. 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はございません。
 5. 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はございません。
 6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はございません。
 7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める当社の指定する口座に入金された日に発生するものとします。
 8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
 9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
 10. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとする。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
462,541,100	7,700,000	454,841,100

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(2,270,100円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(460,271,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用2.5百万円、新株予約権評価費用4百万円、登記関連費用0.8百万円、及びその他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)0.4百万円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
4. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	支出予定時期
設備投資(リフター設備)	8.4	2024年6月
開発費(試作関連費)	34.1	2024年6月～2025年3月
開発費(許認可取得)	54.4	2024年6月～2024年12月
人材投資(技術コンサルティング)	24.6	2024年6月～2025年5月
人材投資(事業スタッフ)	96.0	2024年6月～2025年5月
宣伝広告費	41.4	2024年6月～2025年3月
運転資金	195.9	2024年6月～2025年3月

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
3. 上記の表の「具体的な使途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記運転資金に充当いたします。
4. 今後の状況により、当社を取り巻く環境に変化が生じ、手取金の使途に重要な変更が生じた場合は、速やかに開示いたします。

(具体的な使途について)

上記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由(1)資金調達の主な目的」にてご説明のとおり、当社は、改造EV商用車の受託ビジネス、汎用リチウム電池モジュールの開発販売、

EVバンの輸入販売からなるEV関連事業を強化・拡大し、主要事業の一つとすることを目指しており、中長期的には樹脂化によるEV軽量化等、樹脂事業との相乗効果により全社業績の良化に寄与するものと考えます。調達した資金については、当社が今後十分な営業キャッシュフローを創出するために実施する、新規事業としてのEV関連事業に係る下記費用に充当する予定です。尚、不足する資金については金融機関からの借入によりまかなう予定です。

具体的な使途につきましては、本新株予約権による資金調達を以下の内容に充当することを予定しています。

設備投資(リフター設備費用)

改造EV商用車や汎用リチウム電池モジュールの技術開発及び検証を行うためには車体の昇降等が必要になるため当社工場内に昇降設備を設置いたします。

リフター設備費用一式 8.4百万円

開発費

開発費(試作関連費)

- ・日本仕様に改造された商用バンの性能確認及び客先向け試走会/プレゼンテーションに使用するため。

EV商用バン試作4台 22.0百万円

- ・改造EVトラック試作車を製作するための費用として。

改造EV試作1台 8.3百万円

- ・汎用リチウム電池モジュール試作及び実車への組付費用として。

汎用リチウム電池モジュール試作一式 3.8百万円

開発費(許認可取得費用)

- ・改造EV商用車の改造申請登録費用及び輸入EVバンのPHP認証取得費用として。

各種認証取得費用一式 54.4百万円

人材投資

人材投資(技術コンサルティング費用)

当社は、中国最大手の独立系自動車エンジニアリング会社の一つであるIAT Autoを擁するIATグループとの資本業務提携を通じて、IATグループとの間で人材の相互交流、情報・技術・ノウハウの共有化を図るとともに、日本市場におけるEV関連事業の規制に関する知見を取得し、当社人材の育成を図る観点から、別途、国内における許認可申請手続き等のノウハウを保有した、より高度な電池技術等各分野に精通したコンサルタントを採用することを予定しております。加えて、当社は、新規参入したEV関連事業において体制整備が必要な国内における自動車の製造販売及びアフターサービスに関する知見を取得し、早期に人材の育成を図る観点から、自動車業界全般に係る知識と経験を持った有識者(自動車メーカー出身者等)をコンサルタントとして採用することを予定しております。

自動車事業全般に係るコンサルタント(自動車製造販売経験者)1名 20.0百万円(年額、1年程度を想定、必要に応じて年次更改する予定)

許認可申請コンサルタント1名 2.6百万円(半年、3回程度のセミナー実施)

電池技術コンサルタント1名 2.0百万円(当初3か月にて契約、必要に応じて再契約)

人材投資(事業スタッフ)

事業拡大に当たって必要となる営業、管理、品質保証等の実務を担当する人材を新たに採用する必要があるため。

事業スタッフ9名 96.0百万円

<内訳>

事業推進・拡販担当4名 52.0百万円(採用費用30%・社会保険料含む、初年度費用)

アフターサービス・部品・品質保証担当3名 28.0百万円(採用費用30%・社会保険料含む、初年度費用)

機械・事務担当2名 16.0百万円(採用費用30%・社会保険料含む、初年度費用)

宣伝広告費

バッテリー関連展示会、物流機器関連展示会、計2回分の出展費用として。

展示会出展費用 41.4百万円

運転資金

上記差引概算額 195.9百万円については、賃借料等（事業所転出 14.0百万円、在庫品倉庫料 3.0百万円）の固定費及び、販売費及び一般管理費等（旅費交通費 26.0百万円、保険料1.5百万円、その他3.5百万円）の支払に充当することを見込んでおります。また、本事業を具体的に展開する際に仕入が発生するにあたり、部材購入に係る先行支払いによる資金負担（概算300百万円）が発生するため、その支払いの一部に充当することを見込んでおります。当社既存の事業において十分な営業キャッシュフローの創出できていない状況が続いていることを踏まえ、当社の資金計画上、資金面における安定した経営環境の構築を図る観点から、本資金調達により調達した資金を、これらの支払に充当し、不足する資金については金融機関からの借入によりまかなう予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

(2024年4月2日現在)

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2024年4月22日現在)

c．割当予定先の選定理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る候補先の検討を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、2024年5月20日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。マイルストーン社から開示された資料を確認したところ、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約60社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（2）本新株予約権の概要について」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、同社は、後述の「e．株券等の保有方針」に記載のとおり、市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は329,000株であります。

e．株券等の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本契約において、マイルストーン社は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、2023年2月1日から2024年1月31日にかかるマイルストーン社の第12期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が2,272百万円、営業利益が154百万円、経常利益が164百万円、当期純利益が207百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2024年1月31日現在の純資産が2,965百万円、総資産が4,244百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2024年4月19日現在の預金残高が1,858百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使にかかる資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるマイルストーン社から、反社会的勢力等との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号、代表取締役社長荒川一枝）に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲渡人の本人確認、反社会的勢力等と関係がないことの確認、行使にかかわる払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行います。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（2）本新株予約権の概要について」に記載の本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3【発行条件に関する事項】

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「ブルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。

ブルータス社は、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額の690円（1株当たり6.9円）といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2024年5月17日）の東京証券取引所における普通取引の終値1,554円を参考として終値の90%に当たる1株1,399円（乖離率9.97%）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,422円に対する乖離率は1.62%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均1,134円に対する乖離率は23.37%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均1,043円に対する乖離率は34.13%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様への利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の下記意見を受けております。

本新株予約権の構成価値の算定においては、新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられるところ、ブルータス社はかかる専門知識・経験を有すると認められること。

ブルータス社は当社と継続した取引関係がなく、当社から独立していると認められ、また、割当予定先からも独立した立場にあること。

上記の二点から、ブルータス社を第三者評価機関として選定することに問題がないと考えられること。

本新株予約権の発行価額がブルータス社によって算定された評価額と同額であること。

ブルータス社から本新株予約権に係る当社担当取締役を含む当社実務担当者に対して具体的な説明が行われた上で、本価値算定書が提出されていること。

本新株予約権の決議を行った取締役会において、本新株予約権の発行条件について、ブルータス社の本価値算定書を参考にしつつ、本新株予約権に係る担当取締役による説明も踏まえて検討が行われていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使による発行株式数は329,000株であり、2024年5月20日現在の当社発行済株式総数1,332,179株に対し約24.7%（2024年5月20日現在の当社議決権個数13,179個に対しては24.96%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額などの1株当たり指標が低下するおそれがあります。

しかしながら、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（2）本新株予約権の概要について」に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下での機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件下での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得し、本資金調達の必要性が低くなった場合における株式の希薄化を防止することが可能です。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、2022年3月期 304.95円、2023年3月期27.31円、2024年3月期 113.28円となっております。本資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社 I A T	愛知県岡崎市康生通南3-3	435	33.04%	435	26.44%
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1	-	-	329	19.98%
永田紙業株式会社	埼玉県深谷市長在家198	190	14.42%	190	11.54%
J C インベストメント株式会社	東京都港区南青山2-22-4	89	6.79%	89	5.43%
ソン レイ	福岡県福岡市東区	83	6.36%	83	5.09%
株式会社大地コーポレーション	福岡県福岡市博多区博多駅東2- 4-17	41	3.12%	41	2.50%
岩本 宣頼	埼玉県川越市	28	2.12%	28	1.70%
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木1-6-1	19	1.50%	19	1.20%
郭 逸弥	兵庫県西宮市	17	1.33%	17	1.06%
日鋼 Y P K 商事株式会社	東京都品川区大崎1-11-1	13	1.01%	13	0.81%
計	-	918	69.69%	1,247	75.75%

(注) 1. 2024年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年3月31日現在の発行済株式総数1,332,179株(2024年3月31日現在の当社議決権個数13,179個)に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数329,000株(議決権3,290個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先であるマイルストーン社にて保有されます。今後割当予定先であるマイルストーン社による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5. マイルストーン社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、同社に割り当てられた新株予約権が行使された場合の所有株式数及び所有議決権数の割合を記載しております。ただし、同社の保有方針は純投資であり、長期保有は見込まれず、また、本契約において、同社は、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第68期）及び四半期報告書（第69期第3 四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（2024年5月20日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第68期有価証券報告書の提出日（2023年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2024年5月20日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2023年7月3日提出の臨時報告書）

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく

1．提出理由

2023年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

株式会社IATとの資本業務提携に伴い業容拡大に備えるため、また、使用材料の多様化が進捗しているため、現行定款第2条（目的）に事業項目の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）として、重岡幹生、永田耕太郎、河原畑宏二、今東幸司、渋谷俊泰、劉劼、池添洋一、柳井克之を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松尾芳行、渡邊正博、尾崎貴章を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、富山健を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	8,826	25	-	(注) 1	可決 99.7
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）8名選任の件	8,746	105	-	(注) 2	可決 98.8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	8,819	32	-	(注) 2	可決 99.6
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	8,819	32	-	(注) 2	可決 99.6

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2024年5月13日提出の臨時報告書)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく

1. 提出理由

当社は、2024年5月13日開催の監査等委員会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動について決議し、同日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第69回定時株主総会に「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

海南監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人不二会計事務所

(2) 当該異動の年月日

2024年6月27日（第69回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2008年6月27日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である監査法人不二会計事務所は、2024年6月27日開催予定の第69回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、当社の事業規模に即した監査対応や監査報酬の妥当性について検討した結果、同監査法人の監査実績や監査費用が当社の事業規模に適していること、また、会計監査人に必要とされる専門性・独立性・効率性等を総合的に判断し、新たに海南監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
監査等委員会の意見
妥当であると判断しております

3. 最近の業績の概要

2024年5月13日開催の取締役会において承認された第69期連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,843,998	2,139,025
受取手形	57,237	78,652
売掛金	2,217,116	2,017,252
電子記録債権	923,044	755,580
商品及び製品	829,009	640,395
仕掛品	174,520	195,739
原材料及び貯蔵品	432,035	330,030
その他	223,402	454,321
流動資産合計	6,700,363	6,610,997
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,959,996	2,000,752
減価償却累計額	1,714,726	1,758,796
建物及び構築物（純額）	245,269	241,955
機械装置及び運搬具	3,681,361	3,858,449
減価償却累計額	3,089,981	3,268,207
機械装置及び運搬具（純額）	591,379	590,241
土地	768,976	768,976
リース資産	158,802	171,094
減価償却累計額	121,767	128,712
リース資産（純額）	37,034	42,381
建設仮勘定	10,524	-
その他	778,400	810,994
減価償却累計額	677,708	701,471
その他（純額）	100,692	109,523
有形固定資産合計	1,753,877	1,753,079
無形固定資産		
リース資産	27,761	48,186
その他	18,875	14,564
無形固定資産合計	46,637	62,751
投資その他の資産		
投資有価証券	36,698	39,870
その他	156,146	113,517
投資その他の資産合計	192,845	153,388
固定資産合計	1,993,359	1,969,218
資産合計	8,693,723	8,580,215

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,527,048	2,272,736
電子記録債務	468,117	526,744
短期借入金	1,190,806	1,021,457
リース債務	29,789	31,360
未払法人税等	33,064	46,321
賞与引当金	34,738	39,380
その他	210,718	396,911
流動負債合計	4,494,284	4,334,913
固定負債		
長期借入金	2,335,992	2,419,552
リース債務	46,476	70,716
繰延税金負債	35,235	22,510
退職給付に係る負債	162,053	156,149
その他	7,241	4,482
固定負債合計	2,586,999	2,673,411
負債合計	7,081,283	7,008,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,029,998	1,029,998
資本剰余金	865,879	865,879
利益剰余金	557,464	706,931
自己株式	23,342	23,342
株主資本合計	1,315,071	1,165,604
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,224	7,066
繰延ヘッジ損益	33	3,526
為替換算調整勘定	340,250	434,081
退職給付に係る調整累計額	47,212	39,328
その他の包括利益累計額合計	296,296	405,346
非支配株主持分	1,071	940
純資産合計	1,612,439	1,571,890
負債純資産合計	8,693,723	8,580,215

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	15,540,690	15,364,337
売上原価	13,883,338	13,785,436
売上総利益	1,657,352	1,578,901
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	180,450	129,016
役員報酬	72,931	87,667
給料及び賞与	525,820	577,092
賞与引当金繰入額	21,115	20,854
退職給付費用	29,647	56,856
法定福利及び厚生費	93,528	101,490
旅費及び交通費	49,006	59,752
賃借料	85,547	88,836
減価償却費	26,027	42,335
その他	358,805	367,741
販売費及び一般管理費合計	1,442,881	1,531,644
営業利益	214,470	47,256
営業外収益		
受取利息	2,950	8,716
受取配当金	745	715
受取手数料	5,467	6,386
受取保険金	-	33,128
助成金収入	45,875	20,566
その他	7,039	7,570
営業外収益合計	62,077	77,085
営業外費用		
支払利息	60,194	67,409
債権売却損	712	808
為替差損	111,104	29,591
その他	10,175	4,956
営業外費用合計	182,187	102,766
経常利益	94,361	21,575
特別利益		
固定資産売却益	2,734	361
投資有価証券売却益	-	3,196
特別利益合計	2,734	3,558
特別損失		
減損損失	2,654	-
固定資産処分損	2,318	1,868
事業構造改善費用	12,042	34,601
操業休止費用	14,910	-
従業員住宅積立金拠出額	-	102,955
特別損失合計	31,926	139,426
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	65,168	114,292
法人税、住民税及び事業税	29,093	51,084
法人税等調整額	5,181	15,900
法人税等合計	34,274	35,184
当期純利益又は当期純損失()	30,894	149,477
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()	230	9
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	30,663	149,467

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ）	30,894	149,477
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,793	3,842
繰延ヘッジ損益	33	3,493
為替換算調整勘定	157,975	93,893
退職給付に係る調整額	10,480	7,883
その他の包括利益合計	149,321	109,112
包括利益	180,215	40,364
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	179,862	40,417
非支配株主に係る包括利益	352	52

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	927,623	763,504	588,128	23,244	1,079,755
当期変動額					
新株の発行	102,375	102,375			204,750
親会社株主に帰属する 当期純利益			30,663		30,663
自己株式の取得				98	98
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	102,375	102,375	30,663	98	235,315
当期末残高	1,029,998	865,879	557,464	23,342	1,315,071

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,431	-	182,398	36,731	147,098	894	1,227,748
当期変動額							
新株の発行							204,750
親会社株主に帰属する 当期純利益							30,663
自己株式の取得							98
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,793	33	157,852	10,480	149,198	177	149,375
当期変動額合計	1,793	33	157,852	10,480	149,198	177	384,691
当期末残高	3,224	33	340,250	47,212	296,296	1,071	1,612,439

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,029,998	865,879	557,464	23,342	1,315,071
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失()			149,467		149,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	149,467	-	149,467
当期末残高	1,029,998	865,879	706,931	23,342	1,165,604

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	3,224	33	340,250	47,212	296,296	1,071	1,612,439
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純損失()							149,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,842	3,493	93,830	7,883	109,049	131	108,918
当期変動額合計	3,842	3,493	93,830	7,883	109,049	131	40,549
当期末残高	7,066	3,526	434,081	39,328	405,346	940	1,571,890

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	65,168	114,292
減価償却費	223,128	251,841
減損損失	2,654	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	8,930	1,410
賞与引当金の増減額(は減少)	25,116	4,642
受取利息及び受取配当金	3,695	9,431
支払利息	60,194	67,409
固定資産処分損益(は益)	2,318	1,868
固定資産売却損益(は益)	2,734	361
投資有価証券売却損益(は益)	-	3,196
助成金収入	45,875	20,566
事業構造改善費用	12,042	34,601
売上債権の増減額(は増加)	34,673	407,862
棚卸資産の増減額(は増加)	336,882	317,279
仕入債務の増減額(は減少)	149,713	426,812
未払消費税等の増減額(は減少)	20,534	55,797
その他	7,136	47,861
小計	149,222	615,912
利息及び配当金の受取額	3,695	9,431
利息の支払額	59,893	64,310
法人税等の支払額	27,364	40,198
助成金の受取額	45,875	20,566
事業構造改善費用の支払額	12,042	34,601
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,492	506,801
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,200	700
定期預金の払戻による収入	-	15,750
投資有価証券の取得による支出	1,364	926
投資有価証券の売却による収入	-	6,462
有形固定資産の取得による支出	278,827	183,788
有形固定資産の売却による収入	29,539	361
無形固定資産の取得による支出	6,712	2,252
貸付金の回収による収入	7,200	7,200
その他	199	22,669
投資活動によるキャッシュ・フロー	254,564	135,223

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	108,056	192,840
長期借入金の返済による支出	514,626	794,632
長期借入れによる収入	310,000	885,000
株式の発行による収入	204,750	-
自己株式の取得による支出	98	-
リース債務の返済による支出	28,528	37,537
非支配株主への配当金の支払額	175	184
財務活動によるキャッシュ・フロー	136,735	140,195
現金及び現金同等物に係る換算差額	161,674	78,694
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	130,133	310,076
現金及び現金同等物の期首残高	1,959,081	1,828,948
現金及び現金同等物の期末残高	1,828,948	2,139,025

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントの区分方法は、製品の種類、性質、製造方法を考慮し、「合成樹脂成形関連事業」、「物流機器関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「合成樹脂成形関連事業」は、OA機器部品・セールスプロモーション製品・住設機器・自動車用品・情報通信関連用品・家電部品等の製造販売をしております。

「物流機器関連事業」は、物流機器（コンテナ）等の製造販売をしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は取引高の実績及び製品種別の利益率を用いて算定した理論値に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	合成樹脂成形 関連事業	物流機器関連 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,343,465	2,197,225	15,540,690	-	15,540,690
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,949	1,543	4,493	4,493	-
計	13,346,415	2,198,769	15,545,184	4,493	15,540,690
セグメント利益	168,110	46,360	214,470	-	214,470
セグメント資産	6,824,542	1,310,997	8,135,539	558,183	8,693,723
セグメント負債	3,363,430	519,951	3,883,381	3,197,902	7,081,283
その他の項目					
減価償却費	213,984	9,144	223,128	-	223,128
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	289,907	8,064	297,971	-	297,971

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額558,183千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金・預金、投資有価証券、会員権等であります。

(2) セグメント負債の調整額3,197,902千円は、主に短期借入金、長期借入金、退職給付に係る負債であります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	合成樹脂成形 関連事業	物流機器関連 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,606,453	2,757,884	15,364,337		15,364,337
セグメント間の内部売上高 又は振替高	958	20	979	979	-
計	12,607,412	2,757,905	15,365,317	979	15,364,337
セグメント利益又はセグメン ト損失（ ）	161,812	209,069	47,256	-	47,256
セグメント資産	5,968,188	1,572,936	7,541,125	1,039,090	8,580,215
セグメント負債	3,176,338	655,036	3,831,375	3,176,949	7,008,325
その他の項目					
減価償却費	240,547	11,293	251,841	-	251,841
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	237,526	10,918	248,445	-	248,445

（注）1．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2．調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額1,039,090千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金・預金、投資有価証券、会員権等であります。

(2) セグメント負債の調整額3,176,949千円は、主に短期借入金、長期借入金、退職給付に係る負債であります。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	1,222円09銭	1,191円35銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期 純損失（ ）	27円31銭	113円28銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式が存在しないため記載 していません。	1株当たり当期純損失であり、 また、潜在株式が存在しないた め記載していません。

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎

	前連結会計年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
親会社株主に帰属する当期利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失（ ）	30,663千円	149,467千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属する当期純損 失（ ）	30,663千円	149,467千円
普通株式の期中平均株式数	1,122千株	1,319千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第68期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第69期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月29日

ヤマト・インダストリー株式会社

取締役会 御中

監査法人不二会計事務所
東京都台東区

代表社員 公認会計士 栗田 尚宜
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金型売上における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>収益認識の内、金型売上については、他の反復・継続した樹脂製品の売上と比較して、個別仕様の取引であるため、個別性と特殊性が強く、また利益率も他の樹脂製品とは異なっているため、個々の売上取引の計上時期と金額が損益に与える影響が大きい。</p> <p>子会社であるヤマト・テクノセンター株式会社がグループでの金型製作を担っており、親会社を通して外部に売却する金型取引と直接外部に売却する金型取引のそれぞれについて、金型事業の資産譲渡を受けた経緯から、当社グループの収益認識の基準から逸脱するリスクも存在している。このため、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>(1) 内部統制の評価 金型売上に関して内部統制の整備・運用状況の有効性の評価を実施した。</p> <p>(2) 金型売上の計上時期及び計上金額の妥当性について、ヤマト・テクノセンター株式会社が親会社を通して外部の取引先に売却するものと、直接外部の取引先に売却するものとに区分した上で、当期の主要な取引について検証した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヤマト・インダストリー株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ヤマト・インダストリー株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月29日

ヤマト・インダストリー株式会社

取締役会 御中

監査法人不二会計事務所 東京都台東区

代表社員 公認会計士 栗田 尚宜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金型売上における収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項
(金型売上における収益認識)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月13日

ヤマト・インダストリー株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所
東京都台東区

代表社員 公認会計士 栗田 尚宜
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。